

## 広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画

### 1 国家戦略特別区域の名称

「広島県・今治市 国家戦略特別区域」

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

(令和7年1月1日から規制の特例措置が全国展開)

広島県又は今治市が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、広島県内及び今治市内における外国人による創業活動を促進する。【平成28年7月より実施】

#### (2) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者的人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

① 株式会社O T T A （広島県広島市中区、平成26年10月24日設立）

② 株式会社ビー・エス （広島県廿日市市、平成27年10月16日設立）

③ うずの鼻コミュニケーションズ株式会社（愛媛県今治市、平成26年4月14日設立）

④ 株式会社わっか（愛媛県今治市、平成30年6月12日設立）

#### (3) 名称：特定実験試験局制度に関する特例事業

内容：特定実験試験局制度に関する特例

(令和4年3月10日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる事業者等が、広島県内及び今治市内において実施する実証実験等について、特定実験試験局制度の利用に係る申請から免許発給までの手続を大幅に短縮し、電波を活用した実証実験や技術開発等を促進する。

① 株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 【平成28年9月より実施】

② ルーチェサーチ株式会社 【平成 28 年 9 月より実施】

(4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(令和 3 年 6 月 9 日から規制の特例措置が全国展開)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人 (NPO 法人) の設立を促進するため、広島県、広島市及び愛媛県が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、広島県、広島市及び今治市においては、1 月から 2 週間に短縮する。【直ちに実施】

(5) 名称：道の駅設置者民間拡大事業

内容：道の駅の設置者に係る特例

(令和 4 年 5 月 9 日から規制の特例措置が全国展開)

民間事業者が、今治市から、同市が設置者である道の駅の施設の提供を受けて、道の駅 3箇所（今治市吉海町、伯方町及び上浦町）の新たな設置者となり、そのノウハウ・資金を最大限活用したリニューアル等の取組により、道の駅の魅力とサービスの更なる向上を図る。【平成 29 年 4 月より実施】

(6) 名称：獣医師の養成に係る大学設置事業

内容：獣医学部の新設に係る認可の基準の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

学校法人加計学園が、獣医学部の設置の認可を受けた上で、愛媛県今治市において、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するための獣医学部を新設する。【平成 30 年 4 月開設】

(7) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

(令和 5 年 3 月 31 日から規制の特例措置が全国展開)

広島県が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国在留管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和元年 12 月より実施予定】

(対象)

広島県内投資促進助成要綱に定める事業のうち、以下に掲げるいずれかの事業を利用している企業

- ① 先端・成長産業集積助成事業
- ② 先端・成長研究開発集積助成事業
- ③ 企業人材転入助成事業
- ④ 研究開発機能拠点化助成事業

(8) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(令和4年3月17日から規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用したオープンカフェや各種イベントの開催等により、MICEの推進及び観光振興等を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第3号の施設等とする。

(事業実施の際は、清掃活動、迂回路等の交通案内、自転車マナーの啓発などの措置を併せて講ずる。)

- ① 福山駅前開発株式会社
    - ・福山駅箕沖幹線（別紙1）
- 【令和3年1月以降に実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

(令和3年9月27日から規制の特例措置が全国展開)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。

- ① 広島県全域【直ちに実施】

(10) 名称：国家戦略特別区域工場等新增設促進事業

内容：工場立地法及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の特例

(国家戦略特別区域法第20条の2に規定する国家戦略特別区域工場等新增設促進事業)

以下に掲げる市町村が、工場又は事業場の新增設の促進により、産業の国

際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、条例で、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

① 呉市

実施区域等その他当該特定事業に係る事項 別紙2

【令和5年度より実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、グローバル人材等の高度人材やビッグデータの活用等を通じたイノベーションの創出が促されることを通じて、広島県及び今治市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ、新規創業や第二創業を促進するため、広島市内において、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用し、弁護士等による高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成28年10月に設置】

i) 設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ii) 設置場所：広島商工会議所ビル

iii) 実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
- ・弁護士又は雇用労働相談員（社会保険労務士に限る。）による個別訪問指導等
- ・相談員による電話相談、窓口相談等の対応
- ・セミナーの開催等

(2) 事項：創業者的人材確保を支援するための人材流動化支援施設の設置

内容：創業者が行う事業の実施に必要な人材の確保を支援するため、創業者又は創業支援者に使用されることを希望する国の行政機関の職員、民間企業の従業員その他の者に対する採用又は就職の援助を行う「広島県スタートアップ 人材マッチング支援センター」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【直ちに実施】

i) 実施主体：国及び広島県

ii) 実施体制：広島県において、潜在的な成長力の高い地域の中小企業等の成長戦略

を支えるプロフェッショナル人材の地方への還流を促進する体制である広島県プロフェッショナル人材戦略拠点等と連携の下に実施する。

iii) 設置場所：広島県庁内

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・創業者又は創業支援者に使用されることを希望する者とのコンシェルジュによるマッチング及び相談対応
- ・制度や創業者等についての情報提供

(3) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「今治市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術であるA I ・ I o T、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、今治市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「今治市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和3年4月に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び今治市

ii) 設置場所：今治市役所（愛媛県今治市別宮町1丁目4番地1）

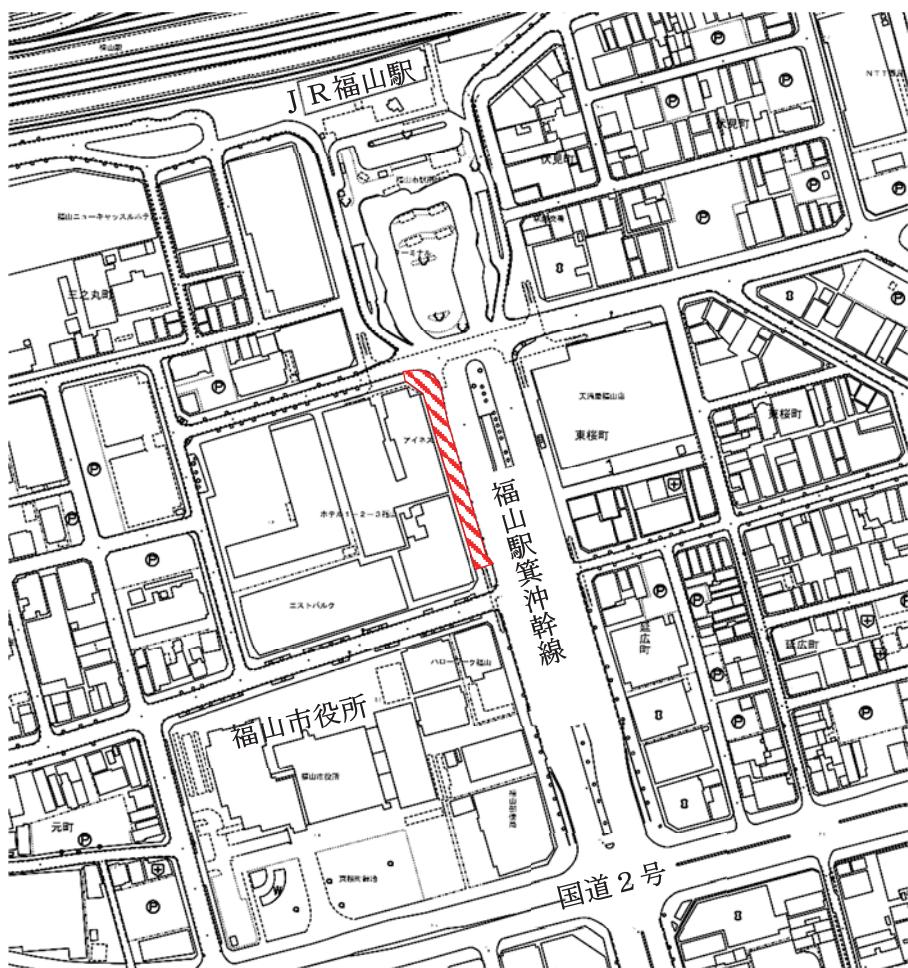
iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
- ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
- ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
- ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
- ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
- ・その他、実証実験の実施に必要な支援

## 別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

## 福山駅箕沖幹線



### 【凡例】



## 国家戦略道路占用事業を行う区域

0 50m

50m



① 呉市

【現状】

本市に所在する特定工場には、創意工夫と自助努力により事業拡大する企業も多数ある中、建替えや新增設による工場拡張のニーズも多数あるものの、現行の制度では拡張できないとの声が市内企業より多く上がっており、市外への移転を検討する企業も出てきている状態である。日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区を始め、複数の大手企業撤退等の問題を抱える呉市としては、産業の競争力強化や地域経済の活性化等のために、生産施設の新增設を促進する必要があり、今回、工場拡張ニーズの高い「既存工場（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」という。）第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象を除く。）」、「桑畠・郷原・苗代・長谷工業団地」、「呉市総合スポーツセンター」を対象に、本事業を申請するものである。

国家戦略特区制度の趣旨を踏まえ、産業の国際競争力の強化のため生産施設の新增設の促進を目的とし、既存準則に代えて適用すべき準則を定める。

【申請対象工場詳細】

①既存工場（地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象を除く。）（全8軒）

本市では地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例により、工業地域・工業専用地域に属する現状の広島県準則を満たしていない既存工場については、緩和措置が設けられている。

一方で、地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象外となっている既存工場（現状の広島県準則を満たしている工業地域・工業専用地域に属する既存工場や工業地域・工業専用地域以外に属する既存工場）は古くから存在しており、近隣にも余剰地が少ないにも関わらず、現状適用される緩和措置もないため、生産施設の新增設は困難な状況である。

②桑畠・郷原・苗代・長谷工業団地

創意工夫と自助努力で事業拡大する企業が多数あり、呉市内でも多くの雇用を創出する中核企業が集積している。建替えや新增設による工場拡張ニーズも多数あるものの、現行の制度では拡張できない企業が多く存在する状況である。

③呉市総合スポーツセンター

今後、産業団地として民間に売却する方針であるが、産業団地として活用す

る際に、現在適用されている緑地面積率・環境施設面積率では十分な生産施設の新設は困難な状況である。

#### ア) 事業実施区域

- ・既存工場（地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象を除く。）（別紙2-1から2-5の工場）
- ・桑畠工業団地（別紙2-6の区域）
- ・郷原工業団地（別紙2-6の区域）
- ・苗代工業団地（別紙2-7の区域）
- ・長谷工業団地（別紙2-8の区域）
- ・吳市総合スポーツセンター（別紙2-8の区域）

#### イ) 既存準則に代えて適用しようとする準則の内容

本事業は、国家戦略特区制度を活用した工場立地法の特例であり、この場合の許容される下限値は1%となっている。国家戦略特区制度の趣旨を踏まえると、産業の国際競争力の強化のため、生産施設の新增設の際の自由度を高める必要があり、この観点からできるだけ低い基準が望ましい。

他方、周辺地域の生活環境との調和の観点からは、周囲の住環境との緩衝帯を設ける等、緑地を維持する必要がある。

以上の点を総合的に考慮し、緑地面積率、環境施設面積率を以下のとおりとする。

区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
①既存工場（地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象を除く。）	100分の5以上	100分の5以上
②桑畠・郷原・苗代・長谷工業団地	100分の5以上	100分の5以上
③吳市総合スポーツセンター	100分の5以上	100分の5以上

#### ウ) 実施に際し配慮すべき生活環境との調和に関する事項

##### 【①既存工場（地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の対象を除く。）】

本市では、「緑地等の有効配置」、「地域社会との共存」、「自然環境への貢献」の3つの視点から、より質の高い緑地形成の方針を示す「第3次吳市環境基本計画」を令和5年度から施行しており、本計画に基づく下記の方針を踏まえた取組を企業に働きかけることで、緑地面積率緩和による緑地機能の低下を防ぐ

等、周辺環境との調和に配慮を求めていく。

特例活用事業者は、呉市と上記計画に基づく「公害防止協定書」を締結、周辺地域における環境保全に努めることを含めた覚書を交わす。協定締結後は、緑化計画を含めた実施計画を策定し、計画的かつ効率的に実施する。また、適切な履行を確保するために必要があるときは立入調査等を行い、協定に違反していると認められる場合には改善指示を行うことで、実効性のある緑化保全、推進を図る。

#### ○緑地等の有効配置

- ・敷地周辺への緑地等の環境施設等の配置により、工場間の延焼など、災害の広がりを防止
- ・敷地周辺に低・中・高木を適切に配置することで、緑のボリュームを向上させるとともに、工場周辺からの建物やプラントの圧迫感を緩和
- ・緑地を活用した休憩スペースを設置

#### ○地域社会との共存

- ・周辺の工場緑地や地域の緑地との一体化
- ・地域住民への定期的な敷地開放や工場内の公開、地域イベント（祭り、花火大会など）への工場敷地の開放
- ・環境美化活動や環境学習会などの緑地を活用した地域貢献活動の実施

#### ○自然環境への貢献

- ・工場の新增設においては、創エネルギー、省エネルギー、廃棄物減量化、リサイクル、脱炭素など環境問題への対策に率先して取組む。
- ・工場内のヒートアイランド化対策を推進
- ・駐車場や舗装面に保水性素材を用いて、地表面の温度上昇を抑制
- ・樹種の選定にあたっては、地域環境に適合した「潜在自然植生」を中心に多様な花木の混植により、生物多様性を確保

以上の方針を企業に働きかけていくものである。

また、本事業は老朽化が進む既存工場の建替え等を促進することも目的としており、建替え等が進むことで、エネルギー効率向上によるCO<sub>2</sub>削減効果や防災機能の向上等も期待できることから、本事業の推進は周辺環境との調和に資するものである。

【②桑畠・郷原・苗代・長谷工業団地、③呉市総合スポーツセンター】

桑畠・郷原・長谷工業団地、呉市総合スポーツセンターの各団地周辺は森林、田に囲まれており住宅は存在しない。苗代工業団地は北・南・東側は森林に囲まれており周辺に住宅が存在しないが、団地西側には住宅が存在する。しかし、各工場外側の大部分は木などの緑地に囲まれていること、また、住宅と工業団地の間には道路や田などがあり、分断されていることから、現時点でも周辺環境との調和が十分に図られている状態である。

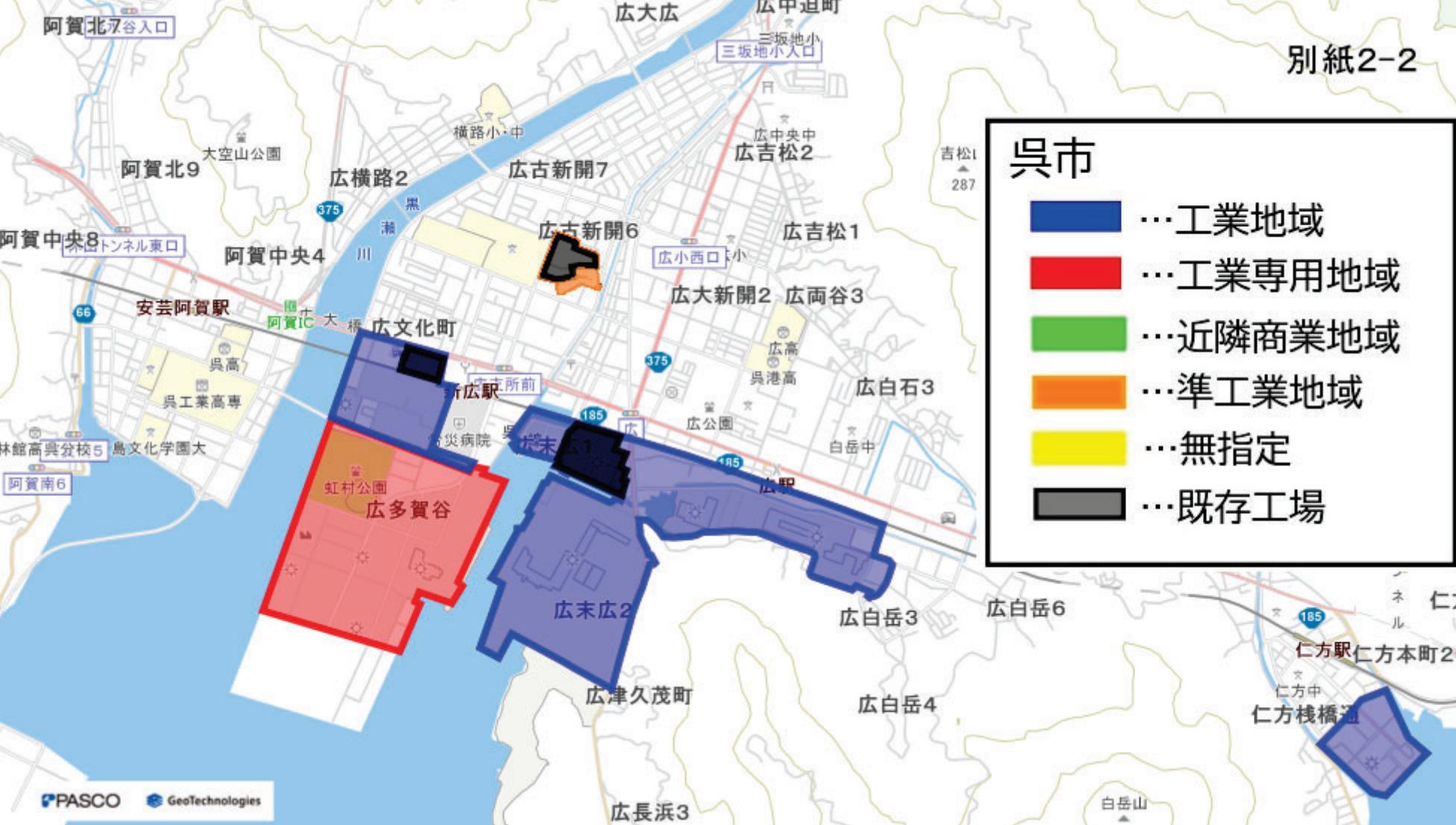
また、団地周辺森林の所有者は国・市・工業団地内の企業・民間人等であり、管理主体はそれぞれの所有者となっているが、当該区域は市街化調整区域であり、「都市計画法第 34 条許可基準」により、国及び市の開発行為の他、企業や民間人の開発行為に関しても規制が強いため、引き続き森林の維持を図っていくことは可能である。また、民有林については伐採の際に森林法第 10 条の 8 の規定で市への届出と伐採 5 年後の的確な更新を記載した計画書の提出を義務づけており、特区条例施行後も市の管理により適切な森林の維持が図れる見込みである。

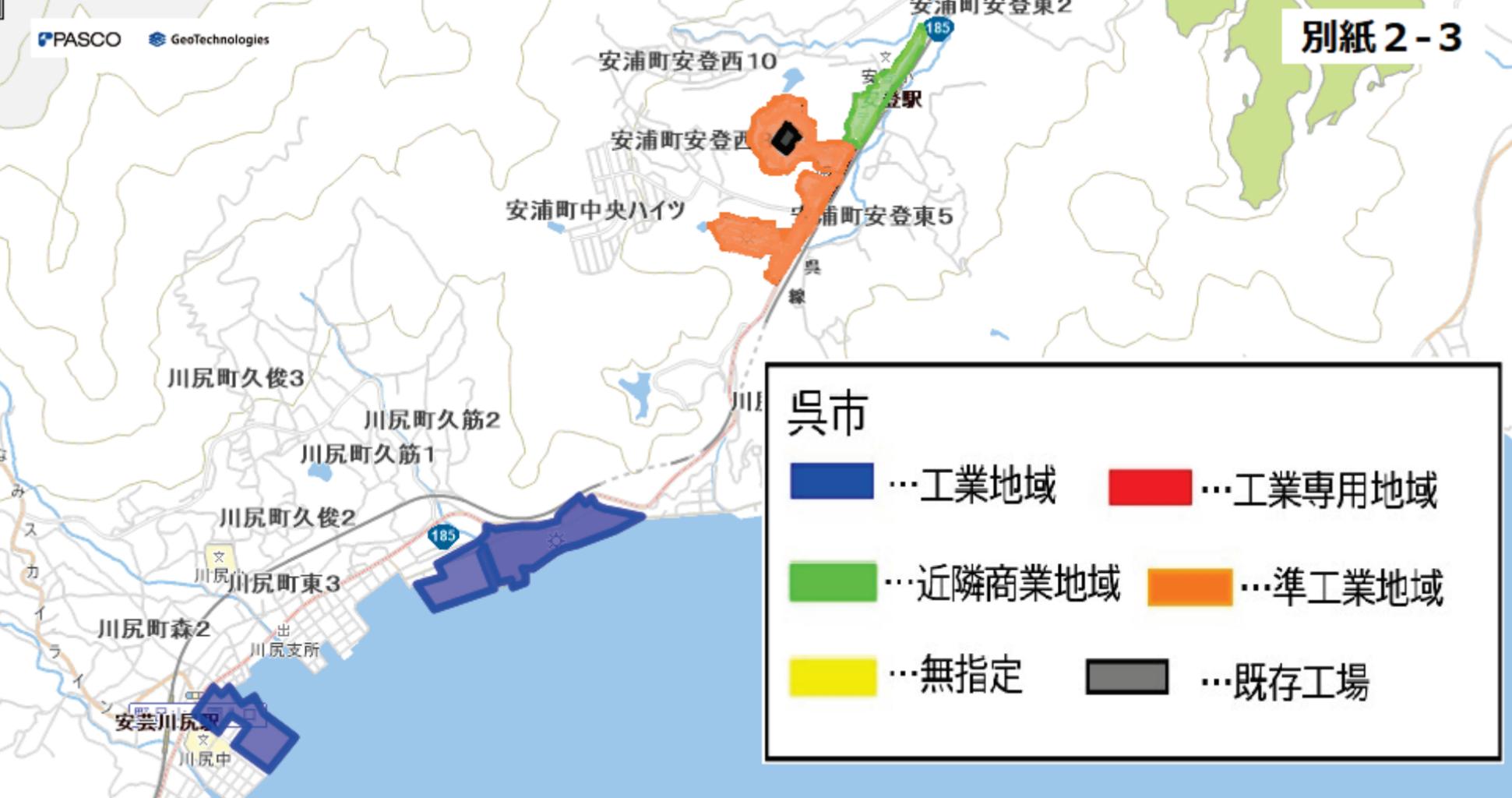
以上の状況に加え、「第 3 次呉市環境基本計画」の推進により、本事業後も引き続き周辺環境との調和は図られるものである。

吳市

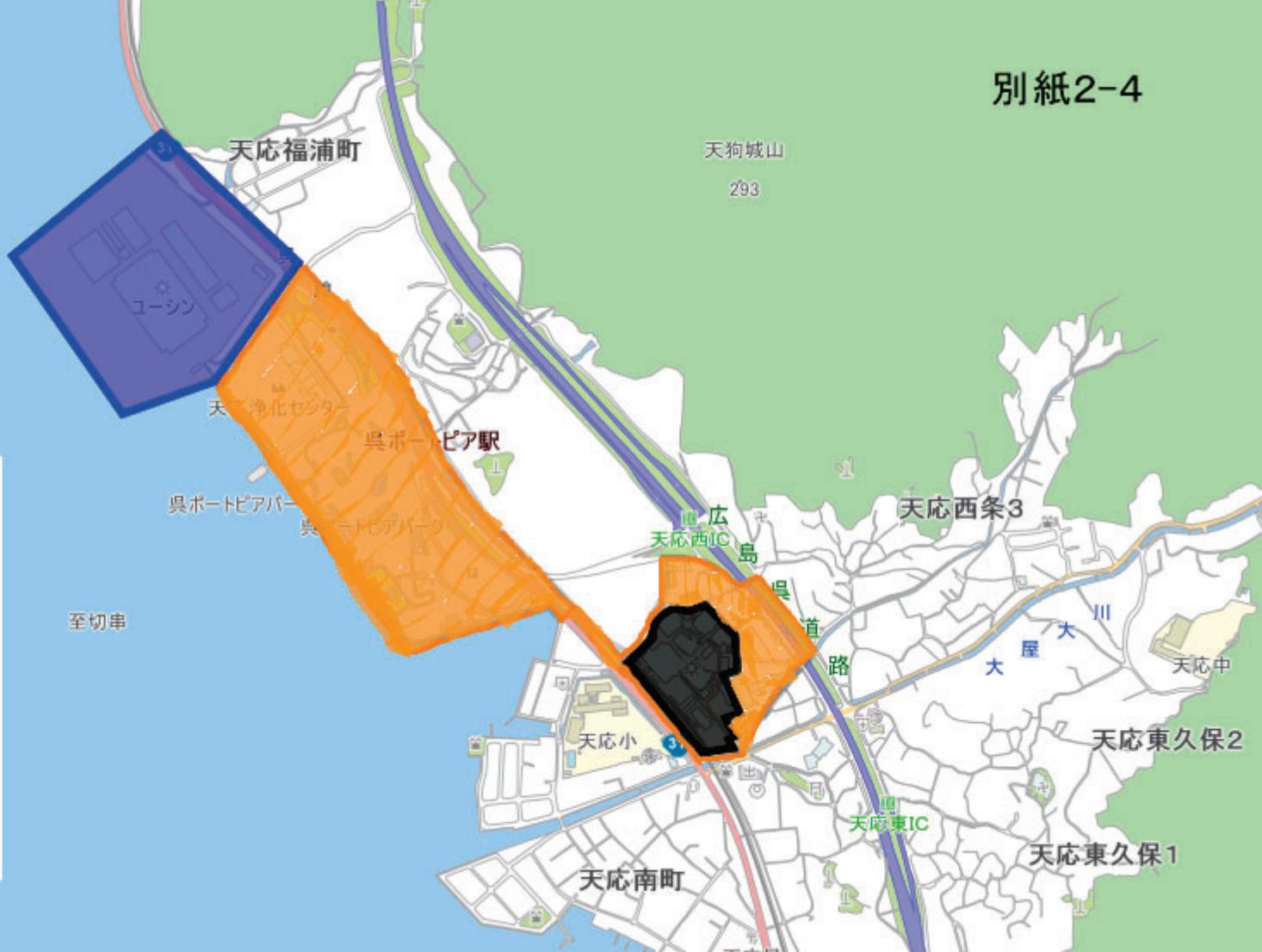
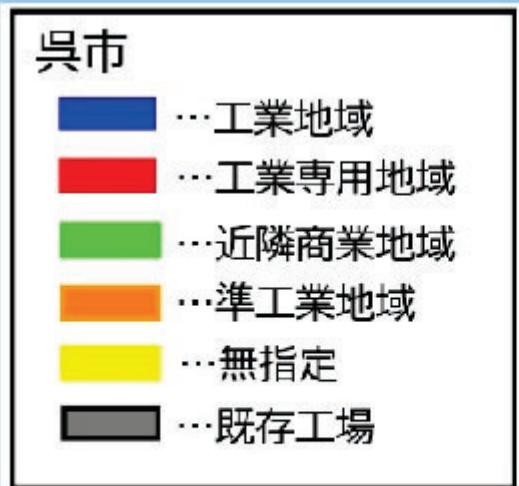
- 工業地域
  - 工業專用地域
  - 近隣商業地域
  - 準工業地域
  - 無指定
  - 既存工場







## 別紙2-4



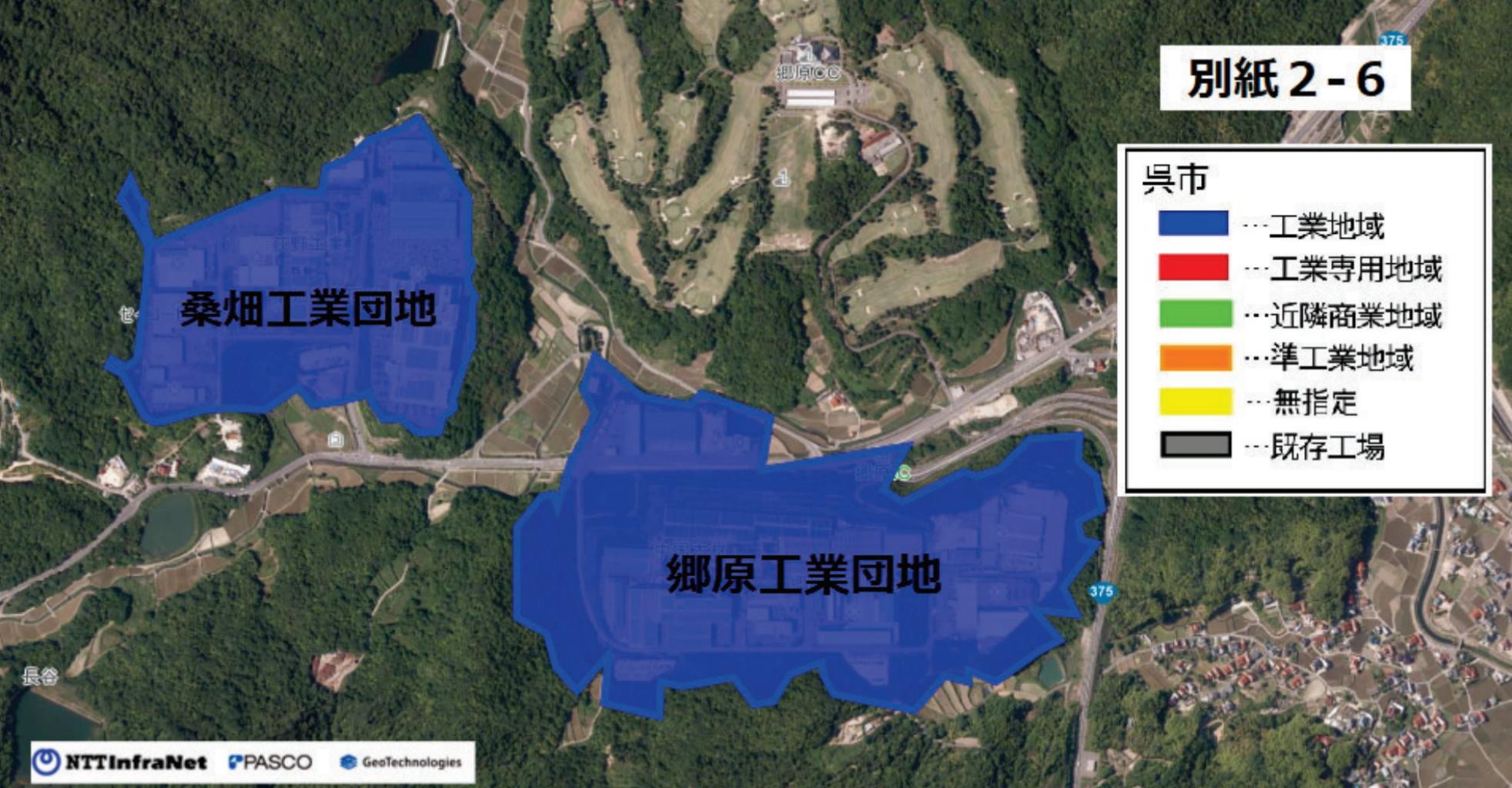


## 呉市

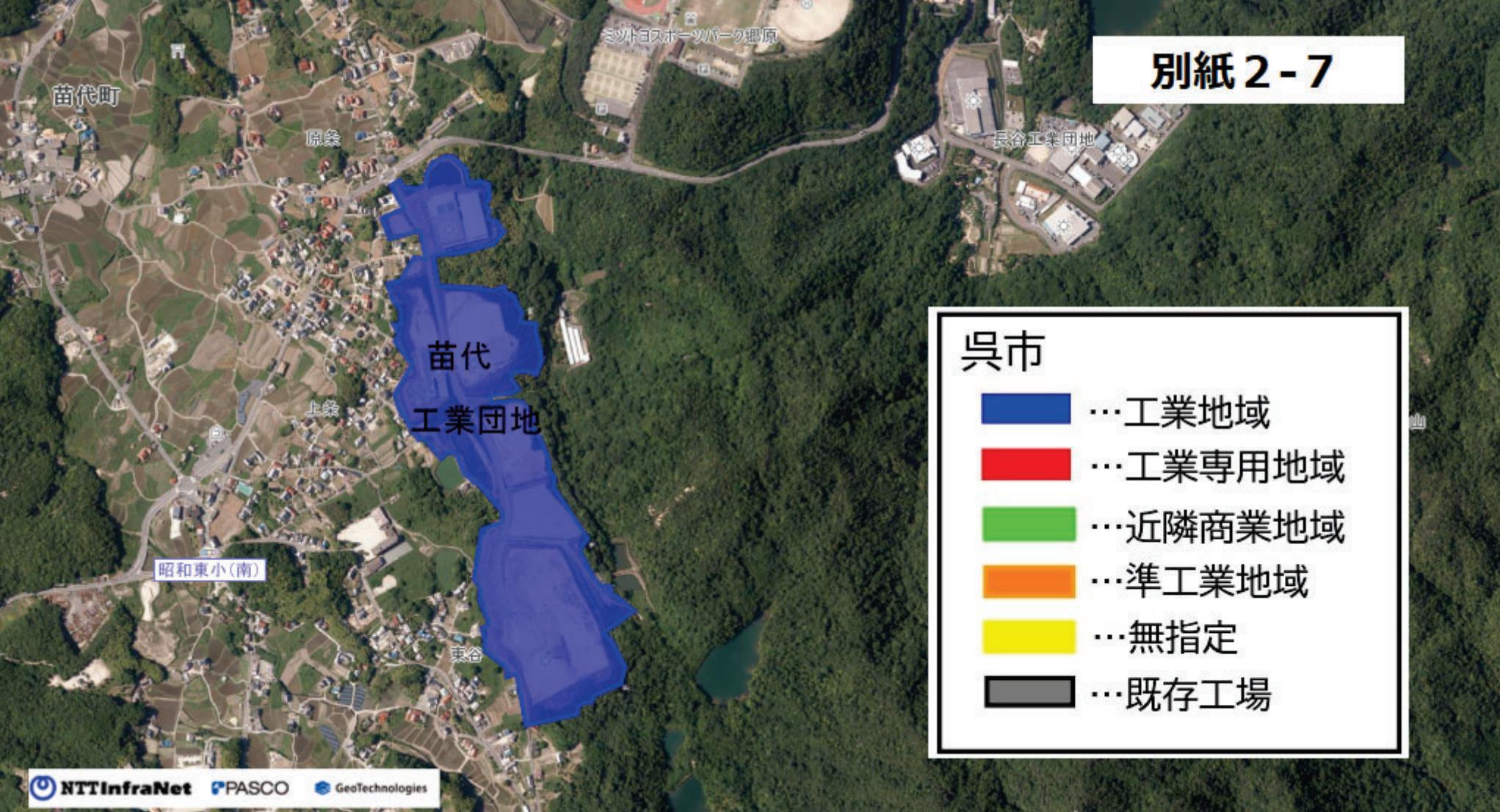
- …工業地域
- …工業専用地域
- …近隣商業地域
- …準工業地域
- …無指定
- …既存工場



## 別紙 2-6



## 別紙 2-7



### 呉市

- … 工業地域
- … 工業専用地域
- … 近隣商業地域
- … 準工業地域
- … 無指定
- … 既存工場

